

- ケ. 投資信託の設定代金等の支払については、前記1.(7)のとおりとし、解約金、売却代金、償還金、収益分配金等の入金については、契約者が届け出た投資信託指定預金口座に入金するものとします。
- コ. 契約者が積立型投信取引、受益権にかかる設定、解約、スイッチング（乗換え）の注文等の投資信託取引を行った後は、当行は法規等で定められた取引内容を記載した書類を交付しますので、直ちに記載内容をご確認ください。
- ⑨ 税金・各種料金払込サービス「Pay-easy（ペイジー）」（インターネットバンキング）
- ア. インターネットバンキングでは、契約者の依頼に基づき、支払指定口座から契約者が指定した金額を引落しのうえ、当行所定の収納機関の税金、手数料、その他各種料金等の払込処理を行います。なお、税金・各種料金払込サービスにて取扱いが可能なものは払込書に「Pay-easy（ペイジー）」の表示があるものに限ります。
- イ. 税金・各種料金払込サービスのご利用にあたっては、受付種類により当行所定のご利用手数料をいただく場合がございます。
- ウ. 税金・各種料金払込サービスにかかる取引金額（ご利用手数料を含みます。）は、当行の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および預金払戻請求書または当座小切手の提出を省略のうえ、指定口座から自動的に引落します。
- エ. 税金・各種料金払込サービスの取扱いは、当行が定める方法および操作手順に従って正確に入力を行い、表示された画面内容をご確認しながら取引の依頼を行ってください。
- オ. 税金・各種料金払込の取扱いは全て当日扱いで払込処理を行います。
- カ. 税金・各種料金払込の取扱いは完了した後は、お取引の依頼を撤回することができません。
- キ. ご利用時間は、当行が定める時間内としますが、収納機関のご利用時間の変動等により、当行の定めるご利用時間内でも利用ができないことがあります。
- ク. 税金・各種料金払込サービスでは、領収書（領収証書）の発行は致しません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での納付手続きの結果等その他納付等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。
- ケ. 取引あたり、および1日あたりの取引限度額は、当行所定の上限金額の範囲内とします。本サービスが不要な場合は、当行所定の方法により書面にて最寄の営業店へお届けいただけでご利用を中止することができます。
- コ. 収納機関からの連絡により、税金・各種料金の払込が取消されることがあります。この場合は、当行は契約者の承諾なしに当該料金等の払込にかかる取引金額を当行所定の方法により、当該取引の引落口座へ戻し入れます。この場合、手数料は返金いたしません。
- サ. 当行または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、税金・各種料金払込サービスの利用が停止されることがあります。このサービスの利用を再開するには、必要に応じて当行または収納機関所定の手続きを行ってください。
- ⑩ 外貨預金取引（インターネットバンキング）
- ア. 本サービスでは、契約者ご本人の依頼に基づき、外貨普通預金および外貨定期預金（以下総称して、「外貨預金」といいます。）にかかる次の取引を受付します。
- （ア）インターネットバンキングによる外貨定期預金の預入、支払、照会取引
- （イ）インターネットバンキングによる外貨定期預金の預入、支払、照会取引
- （ウ）インターネットバンキングによる上記（ア）（イ）に付随する取引
- イ. 本サービスにおいて取引可能な外貨預金の種類、商品、取引の内容は、当行所定のものに限ります。また、外貨預金の預入、支払取引は、当行が定める1回あたりおよび1日あたりの取引限度額の範囲内とさせていただきます。
- ウ. 外貨預金取引のご利用資格は18歳以上の方で、かつ外貨預金口座をサービス指定口座として事前登録をいたしている場合に限るものとします。
- エ. 当行は契約者に対する外貨預金の取引にかかる商品内容、契約締結前交付書面等の内容を画面上で順次説明し、契約者が当行の説明を理解したことの確認を順次求めます。契約者は、当行の説明を理解した場合に、その都度当行の確認の求めに対して、当行所定の方法により確認の意思を伝達（以下、「確認意思の伝達」といいます。）するものとします。当行は、当該取引に必要な確認意思の伝達が全てあったことを以って、契約者が自らの判断と責任において取引を行うこととしたものとして、当該取引を受付けるものとします。
- オ. 外貨預金取引では、預入時に適用した為替相場と、支払時に適用した為替相場との差により為替差益または為替差損が発生することがあります。外国為替相場の変動による差益および差損は、全て取引を行った契約者に帰属します。契約者は、この差損を受けるリスクがあることを十分理解したうえで、外貨預金取引を利用するものとします。当行は、この差損については、当行の責めがある場合を除き、一切の責任を負いません。
- カ. 外貨預金取引において適用する為替相場は、取引実際時点における当行所定の外貨為替相場とします。外貨預金への円貨からの預入時には当行所定の電信売買相場（TTS）を適用し、外貨預金からの円貨での支払時には当行所定の電信買相場（TTB）を適用します。
- キ. 当行は、銀行窓口営業日ににおける当行所定の外貨為替相場の公表時刻から当日の当行所定の時刻までに受け付けた取引について、当日中に取引処理を行います。当行所定の時刻以降に受け付いた取引（以下、「予約取引」といいます。）については、翌銀行営業日の取引となります。
- ク. 予約取引においては、取引受付時点と取引処理時点で、当行所定の外貨為替相場が変動します。契約者は、この当行所定の外貨為替相場の変動にいて許容変動額を指定するできます。取引処理時点の当行所定の外貨為替相場が、取引受付時に契約者が指定した許容変動額を超えて、契約者に不利に変動した場合には、当行は当該取引の依頼が取消されたものとして、取引処理を行いません。
- ケ. 外貨預金の預入取引における申込金額の引落しは、上記（ウ）の取引処理時にあります。取引処理時に、取引受付時に契約者が指定したサービス指定口座から申込金額の引落しができなかった場合には、当行は外貨預金の預入取引の依頼が取消されたものとして、取引処理を行いません。
- コ. 適用金利は、取引処理時点における当行所定の金利とします。
- サ. 外貨定期預金をやむを得ず満期日前に解約される場合の利息計算は、解約日の外貨普通預金の金利で行います。
- シ. 取扱通貨の諸事情により外国為替市場が閉鎖されている場合など、外貨預金取引ができなくなることがあります。また、為替相場変動によって取引が不可能となる場合を除き、一切の責任を負いません。
- ス. 外貨預金の預入または支払の取引が完了した後は、原則として、取引の内容変更や取消はできません。ただし、インターネットバンキングの予約取引については、当行所定の時限までは、取引内容の変更、取消ができます。
- セ. 外貨定期預金の預入、支払取引の場合、当行は取引成立後に、取引内容を記載した書類を交付しますので、直ちに記載内容をご確認ください。
- ⑪ 個人向け国債取引（インターネットバンキング）
- ア. インターネットバンキングでは、契約者ご本人の依頼に基づき、個人向け利付国庫債券（以下、「個人向け国債」といいます。）等にかかる次の取引を受付します。
- （ア）個人向け国債の購入の注文取引
- （イ）個人向け国債の売却の注文取引
- （ウ）個人向け国債、およびその他の公共債にかかる照会取引
- イ. 本サービスにおいて購入および売却の注文が可能な個人向け国債は、当行所定のものに限ります。なお、個人向け国債の購入の注文は、所定の金額単位での取扱いとなります。
- ウ. 当行は、個人向け国債の購入の注文については、当行が別途定める申込受付期間においてのみ受け付けるものとします。また、個人向け国債の売却の注文については、当行は、売却対象の当該個人向け国債の利払日もしくは償還日までの当行所定の一定の期間は受け付を行わないものとします。
- エ. 個人向け国債取引ご利用料率は18歳以上の方で、かつ公共債保護預り口座をサービス指定口座として登録をいたしている場合に限るものとします。
- オ. 当行は契約者に対し、個人向け国債の取引にかかる商品内容、契約締結前交付書面等の内容を、インターネットバンキングの画面上で順次説明し、契約者が当行の説明を理解したことの確認を順次求めます。契約者は、当行の説明を理解した場合に、その都度当行の確認の求めに対して、当行所定の方法により確認の意思を伝達（以下、「確認意思の伝達」といいます。）するものとします。当行は、当該取引に必要な確認意思の伝達が全てあったことを以って、契約者が自らの判断と責任において取引を行うこととしたものとして、当該取引を受付けるものとします。
- カ. 为替金利は、取引処理時点における当行所定の金利とします。
- サ. 外貨定期預金をやむを得ず満期日前に解約される場合の利息計算は、解約日の外貨普通預金の金利で行います。
- シ. 取扱通貨の諸事情により外国為替市場が閉鎖されている場合など、外貨預金取引ができなくなることがあります。また、為替相場変動によって取引が不可能となる場合を除き、一切の責任を負いません。
- ス. 外貨預金の預入または支払の取引が完了した後は、原則として、取引の内容変更や取消はできません。ただし、インターネットバンキングの予約取引については、当行所定の時限までは、取引内容の変更、取消ができます。
- セ. 外貨定期預金の預入、支払取引の場合、当行は取引成立後に、取引内容を記載した書類を交付しますので、直ちに記載内容をご確認ください。
- （3）その他
- ① 住所変更（インターネットバンキング）
- ア. インターネットバンキングでは、契約者の依頼により、当行への届出住所を変更することができます。
- イ. マル優、マル特、マル財、当座預金、事業性融資（保証人含む）、財形、投資信託、公共債等の取引を利用されている場合は、インターネットバンキングでは住所変更手続が完了しません。別途、ご本人確認資料などをご提出いただけます。
- ウ. インターネットバンキングを利用して住所変更の依頼を受けた場合は、契約者が保有する契約者本人名義のすべての口座について、同様に変更依頼を受けたものとして取り扱います。
- エ. インターネットバンキングで受けた住所変更では、受付から処理完了まで当行所定の日数がかかります。この間に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ② ダイレクトバンキングサービス申込内容の変更（テレホンバンキング）
- ア. テレホンバンキングでは、契約者の電話による依頼により、インターネットバンキングの利用追加申込みができます。また、振込サービスの振込限度額の変更ができます。
- イ. 契約者が上記アの依頼を行なう場合は、本規定を承認するものとします。
- ③ ローン条件変更サービス（インターネットバンキング）
- ア. サービスの内容
- インターネットバンキングでは、契約者が当行に借り入れ、サービス指定口座を返済用口座とする証書貸付型のロ-

ンについて、ローン条件変更サービスにおける各種サービスを、次のとおり利用することができます。なお、ローンの種類により、利用可能な各種サービスは異なります。

（ア）住宅ローン金利変更サービス

A. 住宅ローン金利変更サービスでは、契約者が依頼し当行が承認した場合に、別途契約書の締結を行わず、契約者が当行で借りた住宅ローンについて、借入条件のうち金利を変更することができます。なお、住宅ローン金利変更サービスで可能な金利の変更は、次のいずれかとします。

- ・当該住宅ローンについて変動金利が適用されている場合は、契約者が選択する当行所定の固定金利および固定金利期間を適用すること。
- ・当該住宅ローンについて固定金利が適用されている場合は、その固定期間終了日以降における、契約者が選択する当行所定の固定金利および固定金利期間を適用すること。

B. 住宅ローン金利変更サービスの利用による金利の変更が可能な住宅ローンの種類は、当行所定のものとします。

C. 前記B.にかかわらず、次の場合は、住宅ローン金利変更サービスを利用できない場合があります。

- ・当該住宅ローンの契約内容、元利金の返済状況等により、契約者の住宅ローン金利変更サービスの利用を当行が承認できない場合。
- ・契約者が当行で借りたその他のローンの元利金の返済状況等により、契約者の住宅ローン金利変更サービスの利用を当行が承認できない場合。
- ・住宅ローン金利変更サービスにより契約者が選択した金利について取引条件が付されている場合で、契約者または当該住宅ローンが、取引条件を充たしていない場合。

D. 住宅ローン金利変更サービスの利用により、変更契約の効力が生じ、固定金利期間の適用が開始された場合には、固定金利期間中の、変動金利への変更、適用利率の変更、ならびに固定金利期間の変更はできないものとします。なお、固定金利期間中の線上返済を行う場合には、契約者は当行所定の固定金利期間中の線上返済手数料を支払うものとします。

（イ）住宅ローン線上返済サービス

A. 住宅ローン線上返済サービスでは、契約者が当行で借りた住宅ローンについて、別途契約書の締結を行わず一部線上返済を行なうことができます。

B. 住宅ローン線上返済サービスの利用による線上返済が可能な住宅ローンの種類は、当行所定のものとします。

C. 前記B.にかかわらず、次の場合は住宅ローン線上返済サービスを利用できない場合があります。

- ・当該住宅ローンの契約内容、元利金の返済状況等により契約者の住宅ローン線上返済サービスの利用を当行が承認できない場合。
- ・線上返済シミュレーションについては、あくまで概算となりますので実際の処理の結果と異なる場合がございます。シミュレーション結果に基づきお申込みいただく場合は、予めご了承のうえ、処理後に銀行から送付します「ご返済予定表」によりご確認ください。

イ. サービスの利用

（ア）ローン条件変更サービスは、インターネットバンキングにより利用することができます。

（イ）契約者は、ローン条件変更サービス利用時にパソコンに表示される変更契約の内容を確認し、変更契約の内容を承認のうえ、取引に必要な所定事項を当行所定の方法により正確に伝達することで、条件の変更を依頼するものとします。なお、連帯債務にてご契約中の場合は、予め連帯債務者の同意があるものとして取扱うものとします。

（ウ）ローン条件変更サービスによる条件の変更の依頼は、当行所定の日の当行所定の時限までに行ってください。

（エ）当行は、契約者から依頼された条件の変更の内容を確認し、依頼内容を承諾した場合に、変更予定期日に条件の変更手続を行なうものとします。

（オ）ローン条件変更サービスにより条件の変更を行う場合には、ローン条件変更サービスの利用をもって変更内容を確定し変更契約するものとし、別途契約書の締結は行いません。本変更契約の効力は、上記（エ）の当行の条件の変更手続が完了した日に生じるものとします。本変更契約は、債務の同一性を揃なうものではなく、本変更契約により変更される事項を除くほかは、原契約（ローン契約書およびこれに付帯する契約書・特約書）の定めに従うものとします。

（カ）当行は、条件の変更手続の完了後、適用利率、毎回の返済額（元金・利息の内訳）、条件変更に関する規定、計算書等の書類を契約者に交付するものとします。

ウ. 手数料・利息等の引落し

（ア）ローン条件変更サービスによる各種サービスをご利用いただくにあたり、当行は当行所定の手数料・利息等をいたす場合があります。

（イ）当行は、手数料・利息等が必要なローン条件変更サービスの各種サービスを当行のホームページ・パンフレットに明示し、ローン条件変更サービスの各種サービス利用時のパソコンの画面に手数料・利息等の金額を明示しますので、契約者は手数料・利息等の金額を確認し、その支払を承諾のうえ、ローン条件変更サービスの各種サービスをご利用ください。

（ウ）当行は、ローン条件変更サービスの変更予定期日に、お取引金額（線上返済金額・未払利息・当行所定の手数料等）を、お届出済の当該ローンの返済用預金口座から、前記1.7に従い落します。

（エ）残高不足等により前記（ウ）の一つでも引き落しができない等の場合には、当該条件変更の依頼はなかったものとして取り扱います。

エ. 依頼の取消

（ア）ローン条件変更サービスによる条件の変更依頼の取消は、当行所定の日の当行所定の時限までに行ってください。

（イ）この規定の定めにより条件の変更が確定した後の取消、変更是できないものとします。

6. インターネット専用口座「Net-One」（ネットワン）

（1）概要

インターネット専用口座「Net-One」（以下、ネットワン）とは、通帳不発行方式（無通帳方式）のインターネット専用口座です。ご利用いただくには当行所定の新規口座開設または既存口座からの切り替えのお申込手続きが必要です。

（2）お申込対象口座

ネットワンのお申込ができる対象口座は「総合口座」、「普通預金口座」、「貯蓄預金口座」となります。なお、既存口座をネットワンに切替える際、通帳、キャッシュカード、お届け印鑑の喪失等のお届けがある場合には、お申込はできません。また既存の無通帳口座、カードローン口座等については、ネットワンのお申込はできません。

（3）お申込条件

ネットワンのお申込には次の条件が必要となります。

- ① インターネットバンキングの会員であること。
- ② ネットワンのお申込希望口座がインターネットバンキングのサービス指定口座として登録済みであること。
- ③ ネットワンのお申込希望口座でキャッシュカードを発行していること。
- ④ 既存口座をネットワンに切替える場合は、切替希望の通帳のご提示をいただくこと。
- ⑤ 総合口座をネットワンへお申込をする場合、総合定期がセット（開設）されていることおよびサービス指定口座として登録済みであること。

（4）ご預金の払出等

- ① ネットワン口座では、原則、現金のお引出等はキャッシュカードを利用してATMで、残高照会や明細照会、振込、振替、定期預金のお取引等はインターネットバンキングにて行います。
- ② 当行国内本支店窓口でのネットワン口座からの払戻し、定期預金の解約、書替継続等のお取引を行う場合は、次の手続きが必要となります。なお、払戻金額が当行所定の金額を超える場合には、預金名義人の意思による申し出であることを確認を行なうえたうえで取り扱います。
- ア. 当行所定の払戻請求書への署名（タブレット操作による記名を含む）
- イ. ネットワン口座のキャッシュカードのご提示
- ウ. ピンパッドシステムによるネットワン口座の暗証番号の照合

（5）お取引の制限等

- ① 既存口座をネットワンに切替えると、以後、通帳を利用したお取引（残高照会、明細記帳を含む）はご利用できません。未記帳の明細がある状態で、ネットワンにお切替すると、以後通帳への明細印字はできなくなります。
- ② ネットワンのお申込をされた総合口座定期預金については当行 ATM を利用した解約予約および即時解約サービスはご利用できません。
- ③ ネットワン口座における明細の照会期間は、ネットワン口座登録日、インターネットバンキング契約日、サービス指定口座の登録日等により、口座毎に異なります。

（6）解約等

- ① ネットワン口座をお持ちのご契約者が、ダイレクトバンキングサービスの解約（またはインターネットバンキングのサービス解除）をされる場合はネットワン口座（無通帳）を有通帳にお切替いただくか、または口座自体を解約してください。
- ② ネットワン口座をお持ちのご契約者がダイレクトバンキングサービスの解約（またはインターネットバンキングのサービス解除）およびネットワン口座自体を解約される場合は、当行国内本支店窓口にてお手続きください。

（7）手数料等

ネットワン口座（無通帳）を有通帳に変更される場合は、当行所定の通帳発行手数料をいただきます。

（8）各種規定の適用

上記以外の外事につきましては、総合口座取引規定書、普通預金規定書、貯蓄預金規定書、自由金利型定期預金（M型）規定書、キャッシュカード規定書等の各種規定にもとづいてお取扱いいたします。

7. 電子メール通知サービス

（1）概要

電子メール通知サービス（以下、「本通知サービス」）は、当行インターネットバンキング内の「各種お手続き」メニューからお申込みをいただいた契約者に、サービス指定口座の入出金等について、当行所定の時間帯に電子メールにてお知らせするサービスです。

（2）通知内容

本通知サービスでは、以下の内容についてお知らせをいたします。なお、通知する内容については、銀行都合により、登録会員に事前に告知することなく変更する場合があります。また、通知をうける内容を選択することはできません。

- ① 出金情報（現金引出し、振込、振替、デビットカード取引等）
- ② 入金情報（振込入金、給与振込、年金振込等）

（3）本通知サービスのお申込、変更、解除

- ① 本通知サービスのお申込は、インターネットバンキング内の「各種お手続き」メニューにて、「利用上の注意点」「お手続きに関するご注意点」、「個人情報の利用目的について」、「ダイレクトバンキングご利用規定（抜粋版）」をご確認のうえ、内容に同意いただいたからお申込ください。なお、本通知サービスの開始日はお申込日の翌営業日となり

ます。

② お届けの電子メールアドレスが変更になった場合には、「各種お手続き」メニューから電子メールアドレスの変更手続をおこなってください。

③ 本通知サービスを停止する場合は、「各種お手続き」メニューから解除手続を行なってください。なお、本通知サービスの停止は解除手続を行なった翌営業日からとなります。

(4) 登録情報の利用および開示

① 本通知サービスのお申込時に入力いただいた電子メールアドレスは、本通知サービスやインターネットバンキングのお取引結果通知、ダイレクトバンキングサービスに関する「お知らせ」、各種キャンペーンの案内、その他当行からの商品・サービス等の案内などのメール配信をおこなうために利用します。

② 上記のメール配信を行なう目的以外に登録情報の開示および第三者への提供はいたしません。ただし、法令に基づく開示要請があった場合（例えば警察からの捜査協力依頼等）を除きます。

③ 本通知サービスの登録会員から登録情報の開示請求がなされた場合は当行所定の方法により開示いたします。なお、登録情報はログイン後の「各種お手続き」メニューからいつでも閲覧、変更、解除をおこなうことができます。

(5) サービスの変更、中止、登録解除

① 本通知サービスは、当行の都合により登録会員への告知無しに内容の変更や中止をおこなうことがあります。

② 本通知サービスにて、電子メールを送信した際にメールアドレスの誤登録や変更、削除などの理由により、誤配信や配信エラーとなった場合には、当行の判断にて登録会員への通知なしに本通知サービスの会員登録を削除させていただきます。

(6) 情報の転用禁止

当行から配信した電子メールの内容を無断転送したり、二次利用することを禁止いたします。なお、無断転送や二次利用により発生した不利益、損害等については、当行は一切の責めを負わず、全ての責任は無断転送や二次利用を行なった利用者にあるものとします。

(7) 免責

① 会員による携帯電話メールアドレスの登録や電子メールアドレスの誤登録等により、当行が配信した電子メールのコンテンツの不具合や誤配信等が発生した場合およびこれらによる損害が発生した場合には、当行は一切の責めを負わないものとします。

② 会員の利用するパソコン環境（OS、ブラウザ種類、通信環境等）や加入するプロバイダとの契約内容等の影響により、配信したメール本文やコンテンツ内容等に不具合等が生じた場合およびメール配信が遅延または不着となった場合は、当行は責めを負わないものとします。またこの場合の再送信も致しません。

③ 本通知サービスの提供にあたり、当行は相当な注意、安全対策等を講じにともかかわらず、端末機、通信回線、コンピューター等の障害等が発生することにより利用上又は正常に利用できないことによる会員の不利益に関して、当行は責めを負わないものとします。

(8) その他

① 出金情報のお知らせでは、現金自動預け払い機やデビットカード端末の故障等により電子メールの配信ができない場合やお知らせの内容と実際のお手続きの内容が異なる場合があります。

② サービス指定口座への入金情報のお知らせでは、振込依頼人からのお取引の訂正や取消、組戻しの依頼があった場合、お知らせした内容と実際のお手続きの内容が異なる場合があります。

③ 本通知サービスは、当行所定の電子メール配信条件を満たす口座の入出金情報が発生した場合に、単にその通知を行なうものであり、当行と本通知サービスの登録会員の預金等に関する権利義務を生じさせるものではありません。

④ 登録会員は本通知サービスで電子メールを受取った場合は、取引口座の入出金明細照会等により正確な取引内容を確認するものとします。

⑤ 本通知サービスにて配信したメールについて「返信メール」によるお問合せ、ご意見等のお受付はいたしません。メール本文中に記載の照会部署へ直接お尋ねください。

⑥ コンピューターウイルス感染等を防止するため、本通知サービスではファイルの添付は行いません。

8. 申込代表口座およびサービス指定口座の「お届印」の紛失・改印等の手続中の取扱利用制限

申込代表口座およびサービス指定口座の「お届印」について、紛失または改印等のお手続き中の場合は、お手続きするまで資金移動を伴うお取扱いを利用いただけません。（予約扱いのお取扱いは、資金引落し処理時点で上記お手続き中の場合、不成立となります。）

9. 通知・照会の連絡先

(1) 依頼内容等に応じ、当行より契約者に通知・照会する場合には、届け出のあった住所、電話番号、電子メールアドレスを連絡先とします。

(2) 上記(1)において、連絡先記載の不備、または電話の不通等によって通知・照会ができなくとも、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) 当行は、届け出のあった電子メールアドレス宛に、本サービスに関する広告・宣伝やその他サービスの販売促進を目的としたメールを配信することができます。ただし、契約者からメール配信を中止するよう申し出があった場合、当行はただちに当該目的でのメールアドレスの取扱いを中止します。

10. 届出事項の変更等

(1) 届出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の方法により届け出してください。この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 届出事項変更の届出がなかったために、当行から通知または送付する書類等が遅延し、または到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到着したものとみなして取扱います。

11. 反社会的勢力等の排除

(1) 会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等模倣団体ゴロなどは特殊知能暴力団団、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

③ 自己若しくは第三者の不利益の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

④ 暴力団員等に対する賃金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。

⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(2) 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にも該当する行為を行なうことを確約するものとします。

① 暴力的な要求行為。

② 法的な責任を超えた不当な要求行為。

③ 取引に関して、脅迫的な言葉を以て、又は暴力を用いる行為。

④ 風説を流布し、偽証を用いて又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。

⑤ その他上記①～④に準ずる行為。

(3) 当行は、会員が暴力団員等もしくは上記(1)のいずれかに該当し、もしくは上記(2)のいずれかに該当する行為をし、または上記(1)の規定に基づく法律・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、本契約を継続することが不適切である場合には、直ちに本契約を解除することができます。

(4) 上記(3)の規定の適用により本契約が解除された場合、会員は当行に生じた損害を賠償する責任を負います。また、当該解除により会員に損害が生じても、会員は当行に一切請求を行うことができないものとします。

12. 解約等

(1) 本サービスは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は当行所定の方法によるものとします。

(2) 利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、当行はいつでも契約者に事前に通知することなく、本契約の解約または本サービスの停止ができるものとします。

① 相続の開始があったとき。

② 支払停止・破産・民事再生手続等の申立があつたとき。

③ 契約者が住所変更等の届け出を怠るなど利用者の責めに帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明になつたとき。

④ 契約者がこの規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が生じたとき。

⑤ 1年以上にわたり、本サービスの利用がない場合。

⑥ 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当行が実施する取引時確認が未了の場合または未了となつた場合。

⑦ 本サービスがマネー ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそれがかかると合理的に認められる場合。

(3) 登録口座が解約された場合、該当口座に関する本サービスは解約されたものとみなします。また、申込代表口座が解約された場合、本サービスはすべて解約されたものとみなします。

(4) 当行が解約の通知を本サービスの届出住所等に発信した場合には、通常到達すべきときに到着したものとみなします。

(5) 当行は、当行が利用者の意思に従ら操作等が行われた場合や行われる可能性が高いと判断した場合には、いつでも本サービスの全てまたは一部の取引を解約または停止することができるものとします。またその場合には、解約・停止前に受けが完了してい取引についても、当行の判断により取引を中止することができるものとします。

13. 海外からの利用

契約者が、居住地の変更などにより海外に居住することになった場合は、本サービスをご利用いただけません。契約者が、一時に海外から利用される場合は、当行はそれらの行為をすべて日本国外で行なわれたものとみなします。また、その国の法律・制度・通信事情・末端の仕様等により、ご利用いただけない場合があります。なお、海外からの利用により生じた損害について当行は一切の責任を負いません。

14. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定、振込規定、キャッシュカード規定、アレコレカード規定、各種カードローン契約規定、口座振替規定、投資信託受益証券等の保護預り約款、累積投資約款等の各規定並びに各約款により取扱います。

15. 契約期間

本契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出がない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

16. 規定の変更

この規定の内容については、契約者に通知することなく変更することができるものとします。最新版の規定については、当行ホームページに掲載することとします。なお、当行が変更の影響が軽微であると判断した場合には、ホームページでの公表や通知を省略できるものとします。変更日以降は、変更後の規定に従い取扱うものとします。

17. 謙渡・買入れ等の禁止

当行の承諾なしに本サービスに基づく契約者の権利および預金等の謙渡、買入れはできません。

18. 合意管轄

本サービスに関する訴訟については、当行本店または申込代表口座開設店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

(2023年6月1日現在)

ワントイムパスワードサービス利用にかかる追加規定

1. 追加規定の適用範囲

- この追加規定は、ワントイムパスワードサービスを利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- この追加規定は、ワントイムパスワードサービス利用規定の一部を構成し、一体として取扱われるものとし、この追加規定に定めのない事項については、ワントイムパスワードサービス利用規定が適用されるものとします。

2. ワントイムパスワードサービス

- ワントイムパスワードとは、ワントイムパスワードサービス（以下、「DBサービス」といいます。）の各種サービスのうち当行所定の取引において使用する追加的なパスワードのことと、当行所定のスマートフォン（以下、「利用端末」といいます。）にインストールして利用する専用ソフトウェア（以下、「ソフトトーカン」といいます。）または当行が利用者に貸与する専用のパスワード生成機（以下、「ハードトーカン」といいます。）により生成・表示され、時々刻々と変化する可変的なパスワードをいいます。

① ソフトトーカン

- ア. ソフトトーカンは、DBサービス1契約につき1台の利用端末でのみ利用することができます。
- イ. 異なる利用端末で新たにソフトトーカンを利用登録すると、それまで利用していた利用端末ではソフトトーカンを利用できなくなります。
- ウ. ソフトトーカンをインストールした利用端末を機種変更した場合、機種変更後の利用端末で再度利用開始登録を行う必要があります。

② ハードトーカン

- ア. ハードトーカンの所有権は当行に帰属し、当行は利用希望者に対してハードトーカンを貸与するものとします。
- イ. 当行が貸与するハードトーカンは、DBサービス1契約につき1台のみです。
- ウ. ハードトーカンの貸与を受けた利用希望者はハードトーカンを他人に譲渡、買入、その他第三者の権利を設定してはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。
- エ. 次の場合には、当行は利用希望者からの利用申込を否認することができます。
- フ. (ア) 届出住所にて過去に送付した郵便物が転居先不明等で不着になるなど、当該利用希望者の現住所が当行において不明である場合
 - イ. 当該利用希望者が、利用申込を短期間に繰り返し行っている場合
 - ウ. 当行所定の期間にわたりて当該DBサービスのご利用ができない場合
 - エ. その他当行がハードトーカンの交付を不適と判断した場合

- ワントイムパスワードサービスは、DBサービスの契約者が当行所定の方法により利用申込および利用登録が完了した場合にのみ利用可能となります。
- ワントイムパスワードサービスの利用者はソフトトーカンとハードトーカンを併用して利用することはできず、どちらか一方のみを利用できるものとします。

3. 手数料等

- ソフトトーカンおよびハードトーカンの発行手数料・ワントイムパスワードの利用料等（以下総称して「手数料等」といいます。）は別途当行の定めるところによるものとします。

- 上記(1)の手数料等は、総合口座取引規則・普通預金規定にかかわらず、通帳および払戻請求書なしで、当行所定の日に、申込代表口座から自動的に引き落とします。

- 上記(1)の手数料等の定めは、金融機関その他の諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、あらじめ当行ホームページへの提示、電子メール等で当行所定の方法で通知することにより変更できるものとします。

4. ワントイムパスワードサービスの利用開始登録

① ソフトトーカン

- DBサービス契約者がソフトトーカンによるワントイムパスワードサービスの利用を希望する場合には、当該契約者（以下、「利用希望者」といいます。）は、当行所定の画面にて利用登録に必要となる設定用番号等を当行所定の方法により正確に当行に伝達するものとします。

- 当行に伝達された設定用番号等が当行で保有する設定用番号等と一致した場合、利用登録が完了し、ワントイムパスワードサービスの利用が可能となります。

② ハードトーカン

- ハードトーカンによるワントイムパスワードサービスの利用を希望する場合には、利用希望者は当行所定の方法により、ワントイムパスワードサービスの利用申込を行うものとします。

- 利用申込が当行が確認し承認した場合には、当行は利用希望者の届出住所にてハードトーカンを郵送します。

- 上記②の郵送時に、郵送上の事故等当行の責めによらない事由により、第三者（当行の役職員を除きます。）がハードトーカンを入手しても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

- 利用希望者はハードトーカンを受領後、利用登録に必要となる設定用番号等を当行所定の方法により、正確に当行に伝達するものとします。

- 当行に伝達された設定用番号等が当行で保有する設定用番号等と一致した場合、利用登録が完了し、ワントイムパスワードサービスの利用が可能となります。

5. ワントイムパスワードの利用

- 前記4.のワントイムパスワードサービスの利用開始登録後は、DBサービスにおける当行所定の取引で、通常の本人確認手続に加え、ワントイムパスワードの入力が必要となります。（以下、「ワントイムパスワードの入力が必要な取引」といいます。）

- ワントイムパスワード必要取引においては、当行の通常の本人確認手続に加え、ワントイムパスワードの一致を確認します。当行がそれらの一致を確認した場合には、当行は利用希望者の取引の依頼をみなします。それらに乏し、盗用、不正使用、その他の事故により、使用者が利用者本人でなかった場合でも、それによって生じた損害について当行は責任を負いません。

- ワントイムパスワード必要取引においては、当行が保有するワントイムパスワードと異なるワントイムパスワードが当行所定の回数以上連続して伝達された場合、ソフトトーカン利用者はDBサービス、ハードトーカン利用者はワントイムパスワード必要取引の利用停止をさせていただきます。利用者がDBサービスまたはワントイムパスワード必要取引を再開する場合には、当行所定の方法により当行に届けてください。

- ワントイムパスワード必要取引においては、当行が保有するワントイムパスワードと異なるワントイムパスワードが当行所定の回数以上連続して伝達された場合、ワントイムパスワード必要取引の利用停止をさせていただきます。利用者がDBサービスまたはワントイムパスワード必要取引を再開する場合には、当行所定の方法により当行に届けてください。

6. 紛失・盗難などの届出

- ソフトトーカンをインストールした利用端末またはハードトーカンを紛失したとき、ソフトトーカンまたはハードトーカン、ワントイムパスワードが偽造・変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用されたことを認めたときは、直ちに当行に届けてください。

- 上記(1)の届出の時点で、当行は当該利用者のDBサービスの利用停止の設定をさせていただきます。この届出以前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. 再発行

① ソフトトーカン

- 利用者が利用端末からソフトトーカンの削除等（利用端末の紛失・機種変更を含みます）をした場合は、前記4(1)に定める当行所定の利用開始登録を再度行う必要があります。利用開始登録が完了するまではワントイムパスワード必要取引がご利用いただけません。

② ソフトトーカンを再発行する場合は、再発行手数料をいたさません。

- ソフトトーカンを再発行する場合は、当行所定の再発行手数料をいただきます。ただし利用者が通常に使用していたにもかかわらずハードトーカンの性能不良等に起因して、ハードトーカンが故障し、当行へのハードトーカンを提出いただいた場合は、再発行手数料をいただきません。

- 再発行手数料は、総合口座取引規則・普通預金規定にかかわらず、通帳および払戻請求書なしで、当行所定の日に、申込代表口座から自動的に引き落とします。

- 当行は再発行したハードトーカンを利用者の届出住所にて郵送します。再発行したハードトーカンを受領した利用者は、前記4(2)にしたがって、再度ワントイムパスワードサービスの利用開始登録を行ってください。利用開始登録が完了するまではワントイムパスワード必要取引がご利用いただけません。

- 当行が交換を必要と認めた場合は、ハードトーカンの交換を無料にて行なうことがあります。交換方法は、利用者および利用希望者の届出住所にて郵送します。この場合、新しいハードトーカンを受領した利用者および利用希望者は、前記4(2)にしたがって、再度ワントイムパスワードサービスの利用開始登録を行ってください。

8. 免責事項

- ソフトトーカンをインストールした利用端末またはハードトーカンの紛失・盗難・破損・故障・障害等の事由で稼動しなかつたことにより、お取引の取扱いが遅延または不能となった場合、そのために生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

9. ハードトーカンの有効期限

- ハードトーカンの有効期限は、当行が定める期限までとします。

- 当行は、有効期限到来前の当行所定の時期から、DBサービスにおけるインターネットバンキング利用画面への表示等により、利用者にハードトーカンの有効期限到来の通知を行います。

- 利用者は、ハードトーカンの有効期限までに、当行所定の手続により、ハードトーカンの更新申込をしてください。

- 当行は、ハードトーカンの交付を不適当と判断する場合を除き、新しいハードトーカンを利用者の届出住所にて送付します。新しいハードトーカンを受領された利用者は、前記4(2)にしたがって再度ワントイムパスワードサービスの利用開始登録を行ってください。

- ハードトーカンの有効期限までに、上記(3)の手続が終了しなかつた場合、当該利用者のワントイムパスワード必要取引について、利用停止の設定をさせていただきます。利用者が引き続きワントイムパスワードサービスの利用を希望する場合は、当行所定の手続により、再度ワントイムパスワードサービスの申込手続を行ってください。

10. ハードトーカンの郵送返戻時の取扱い

(1) 当行が利用者および利用希望者の届出住所所て郵送したハートオーナーが、郵便局の留置期間経過、転居先不明等の理由で当行に返戻された場合、当行は当行所定の期間経過後、当該ハートオーナーを廃棄し、そのために生じた損害については、当行はいつさい責任を負いません。

(2) 利用者および利用希望者がワンタイムパスワードサービスの利用を引き続き希望する場合には、当行所定の手続により、再度ワンタイムパスワードサービスの申込手続を行ってください。

11. ワンタイムパスワードサービスの解約

(1) DBサービスの解約、およびDBサービスにおけるインターネットバンキングの解除は、ワンタイムパスワードサービスの契約の解約申込みになります。

(2) 利用者および利用希望者の次の各の事由が1つでも生じた場合は、当行は事前に通知することなく、ワンタイムパスワードサービスの契約を解除することができます。

① 利用者および利用希望者が住所変更等の届出を怠るなど、利用者および利用希望者の責めに帰すべき事由によって、当行において利用者および利用希望者の現住所が不明となった場合

② 1年以上にわたりワンタイムパスワードサービスの利用がない場合

(2020年10月19日現在)

*** 電子交付サービス利用にかかる追加規定 ***

第1条 (規定の目的)

この規定は、株式会社熊本銀行（以下「当行」といいます。）が本規定において規定する書面について、紙媒体に代えてインターネットを通じて交付（以下「電子交付」といいます。）するサービス（以下「本サービス」といいます。）に関して、その取扱等を定めるとともに、お客さまと当行との間の権利義務関係を明確にすることを目的とします。

第2条 (本サービスの内容)

当行が、お客さまに対しインターネットを通じた電磁的方法により、お取引に係る書面の交付を行うサービスとします。

第3条 (法令等の遵守)

本サービスの利用にあたっては、当行およびお客さまは日本国内の法令、諸規則ならびに本規定等を遵守するものとします。

第4条 (書面の種類)

1. 当行が、本サービスにより交付できる、第2条の書面の種類は、次のとおりとします。

<投資信託>

(1) 取引報告書

(2) 取引残高報告書

(3) ご投資状況のお知らせ

(4) 収益分配金のご案内

(5) 収益分配金再投資のご案内

(6) 償還金のご案内

(7) 特定口座譲渡損益額のお知らせ

(8) お取引店・口座変更のお知らせ

(9) 投資信託自動追加購入申込のご案内

(10) 運用報告書

(11) 特定口座年間取引報告書

(12) 少額投資非課税口座（NISA口座）開設のご案内

(13) つみたてNISAに関するお客さまにご負担いただいた費用・報酬のお知らせ

<その他>

当行所定のお知らせ文書等

2. 当行が本サービスにより交付できる書面の種類や内容を変更する場合は、ホームページへの掲載、その他当行が定め方針により公表するものとし、これによりお客さまから本サービスによる交付を行うことの承諾を受けたものとして取り扱います。但し、当行がこの他の方法でお客さまの承諾が必要と判断した場合はこの限りではありません。

第5条 (本サービスの提供方法等)

1. 当行が行う本サービスでの交付書面については、当行が指定するインターネット上のサイト（以下「電子交付サイト」といいます。）に対して、PDF形式のファイル（以下「電子書面」）を配置することにより行うものとし、お客さまが電子交付サイトにログイン後に当該PDFファイルを閲覧可能な状態を提供するものとします。

2. 本サービスの提供にあたっては、当行は次のとおり取り扱うものとします。

(1) 本サービスの利用に必要となる機器やソフトウェア等（以下「ご利用環境」）に変更が生じる場合は、ホームページまたは電子交付サイト上で通知します。

(2) 当行はお客さまに対し、電子書面が電子交付サイト上に記録される旨、または記録された旨の通知を、電子メールの送信を行って行うものとします。

(3) 当行は以下の場合は除く、お客さまが本サービスを利用して閲覧した電子書面について、閲覧可能となる日から5年間（但し、法令等に定める閲覧期間がこれより長期となる場合は当該法令等に定める閲覧期間）、お客さまが閲覧可能な状態を維持するものとします。なお、法令等に閲覧期間の定めがない書面については、当行の判断により閲覧期間を別途設定する場合があります。

ア. 当行が当該電子書面について、紙媒体による交付を行った場合

イ. 当行がお客さまより他の電磁的方法等による交付の承諾を得たうえ、当該他の電磁的方法等により当該電子書面の交付を行った場合

第6条 (本サービスの利用の申込)

1. お客さまは、当行所定の方法により本サービスの利用を申込むものとします。

2. 本サービスの申込は、第4条第1項の書面について包括して行うものとし、一部の書面のみに限定して利用することはできません。

3. 当行は、お客さまにあらかじめ通知することなく、利用申込方法を追加あるいは変更することがあります。

第7条 (本サービスの提供条件)

当行は、以下の条件のもとに、お客さまに対し本サービスを提供するものとします。

(1) お客さまが、本利用規約を承諾すること。

(2) お客さまが、当行において既に「投資信託受益権振替決済口座管理規定」に基づく投資信託振替決済口座を開設していること。

(3) お客さまが、インターネットを利用できる環境にあり、電子書面を閲覧するために必要なPDFファイルの閲覧用ソフトウェア等をご用意いただけたこと。

(4) 電子書面は、作成基準日が本サービス利用期間中である場合に限り、作成・交付がなされること。

(5) 法令・諸規則の変更や監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた場合には、本サービスの利用期間中であっても、電子書面による交付ではなく紙媒体により交付する場合や、電子書面による交付に加えて紙媒体で交付する場合があること。

(6) 当行はお客さまにあらかじめ通知のうえ、当行または当行が契約しているデータセンター等が、定期または不定期に行うメンテナンスのために本サービスを中断することがあること。

(7) コンピューターの障害等止むを得ない事態が発生した場合、当行はお客さまへ通知することなく本サービスを停止する場合があること。

第8条 (解約)

当行は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスを解約し、紙媒体による交付を行えることとします。なお、電子交付により交付済みの書面については、紙媒体による再交付は行いません。

(1) お客さまが、当行所定の方法により本サービスの解約（停止）を申し出され、当行がこれを確認した場合。

(2) お客さまが、第3条に定める法令等に違反した場合、その他お客さまによる本サービスの利用が不適当であると当行が判断した場合。

(3) お客さまが第11条に定める本規定の改定に関する通知を受け、その改定に同意されない場合。

(4) お客さまが第5条第2項1号による、ご利用環境の変更に関する通知を受け、その変更後にお客さまのコンピューター等がご利用環境に合致してから、本サービスの利用ができないと当行が判断した場合。その他お客様が本サービスを利用できない状態であると当行が判断した場合。

(5) 当行の判断により、当行のすべてのお客さまに対し、本サービスの提供を終了した場合。

第9条 (利用手数料)

本サービスの利用にあたっての利用手数料は無料とします。ただし、金融情勢その他の状況の変化そのほか相当の事由があると認められる場合には、あらかじめ当行ホームページへの掲示、電子メール等当行所定の方法で通知することにより、当行は利用手数料を有料化することができるものとします。

第10条 (紙媒体による再交付)

1. お客さまは、当行所定の方法により、電子書面において交付済みの書面について、紙媒体での再交付を請求することができます。

2. 紙媒体による再交付を実施する際には、所定の手数料をいたくことがあります。

第11条 (規定の改定)

1. 当行は、法令・諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた場合には、本規定の内容を改定することができます。改定する場合は、事前に当行ホームページにて公表または通知し、改定日以降は改定後の内容により取り扱うものとします。ただし、当行が改定の影響が軽微であると判断した場合には、当行ホームページでの公表または通知を省略するものとします。

2. この規定の内容については、契約者に通知することなく変更することができるものとします。その場合は、変更日以降は、変更後の規定に従い取り扱うものとします。

第12条 (免責事項)

次に掲げる事項により生じた損害については、当行はその責任を負いません。

(1) お客さまが、本サービスの利用申込に際して、虚偽の申告を行ったことまたは第7条に反し当行に申込を行ったこと。

(2) 第7条のメンテナンスのために、本サービスが一時的にご利用になれない場合。

(3) 第8条の定める本サービスの解約。

(4) 当行に故意または重大な過失がある場合を除く、本サービスの提供の全てもしくは一部が著しく困難となった場合、電子書面の交付に代えて紙媒体による交付を行ったこと。

(5) 当行に故意または重大な過失がある場合を除く、通信回線、通信機器、コンピューター等の障害による本サービスの伝達遅延、不能等、または受領した電子書面の情報の誤認。

第13条 (合意管轄)

本サービスに関する、お客さまと当行との間で訴訟もしくは調停の必要が生じた場合は、当行は、当行本店の所在地を管轄す

る地方裁判所または簡易裁判所を指定することができるものとします。

(2023年5月10日現在)

*** 預金口座振替規定 ***

1. 当行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、各種預金規定にかかわらず、預金通帳・同払請求書の提出はいたしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもらしかねありません。
3. この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届け出ます。なお、この届け出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえません。
4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、銀行の責めによる場合を除き、銀行には迷惑をかけません。

以上

【サービス内容（利用時間・取引内容）について】

<https://www.kumamotobank.co.jp/personal/service/directbanking/summary/>

【手数料について】

<https://www.kumamotobank.co.jp/pdf/tesuryo.pdf>

<https://www.kumamotobank.co.jp/personal/service/directbanking/security/onetime/service/index.html>

【初回利用登録について】

<https://www.kumamotobank.co.jp/personal/service/directbanking/ib/hajimete/index.html>

【投資信託に関する留意点】

<https://www.kumamotobank.co.jp/personal/service/directbanking/summary/toushin/index.html#goryuu>

【外貨預金に関する留意点】

https://www.kumamotobank.co.jp/personal/service/directbanking/summary/gaika/index.html#gaika_dis

【個人向け国債に関する留意点】

https://www.kumamotobank.co.jp/personal/service/directbanking/summary/kokusai/index.html#kokusai_dis

【ネットバンクについて】

https://www.kumamotobank.co.jp/personal/service/directbanking/netone_kouza/

【ワンタイムパスワードについて】

<https://www.kumamotobank.co.jp/personal/service/directbanking/security/onetime/index.html>

【ご利用環境について】

<https://www.kumamotobank.co.jp/personal/service/directbanking/kankyo/>

【システムメンテナنس情報】

<https://www.kumamotobank.co.jp/personal/service/directbanking/maintenance/index.html>

*** 熊本銀行マイレージサービス「mybank*（マイパンクプラス）」利用規約***

利用規約

「マイパンクプラス」（以下「本サービス」といいます。）は、株式会社熊本銀行（以下「当行」といいます。）が定めるこの利用規約（これに連関する規約・通知等を含み、以下「本規約」といいます）に従い提供されます。お客さまは本サービスを、本規約に同意した上で利用するものとします。お客さまが本サービスの利用を開始した場合は、本規約に同意したものとみなされます。

1. 用語の定義

「会員」とは、本規約に同意した上で、本サービスの利用を開始した者をいいます。「会員WEB」とは、当行が運営する、本サービスを提供するWEBサイトをいいます。「WEB会員」とは、本サービスの会員のうち、会員WEBを利用可能な会員をいいます。【ステージ判定ポイント】とは、ステージ（以下に定義します）を判定するため使用するポイント（当行の取扱内容をポイント換算します）をいいます。【ステージ】とは、ステージ判定ポイントの合計により決まる会員の状態をいいます。

2. サービス内容

本サービスのサービス内容は以下のとおりとします。なお、本サービスの提供にあたっては、原則として、当行へお届けの住所・氏名・生年月日等が一致しているお客さまを同一人物として取扱い、ステージ判定ポイント集計等を行います。

(1) 当行との取扱内容により決まるステージに応じた様々な特典

(2) 当行との取扱内容に応じて提供するポイント（以下「マイコイン」といいます）を様々な地域特産品・商品券への交換（以下「FFGギフトセレクション」といいます）等に利用すること

3. 対象者

本サービスの会員は、普通預金口座を開設している個人の方に限ります。ただし、個人事業主・非居住者・任意団体の方は対象外とさせていただきます。

4. 会員登録

当行所定の方法により申込を受付し、所定の手続きを行い、当行がこれを承諾した日（以下「契約日」といいます）から本サービスの提供を開始します。

5. IDおよびパスワードの管理

(1) WEB会員は会員登録情報、ユーザーID（メールアドレス）及びパスワードを自らの責任において厳重に管理しなければなりません。

(2) WEB会員登録情報、ユーザーID及びパスワードによりなされた本サービスの利用は、当該情報と一致するWEB会員によりなされたものとみなします。

(3) WEB会員登録情報、ユーザーID及びパスワードが他の第三者に使用されたことによってWEB会員が被る損害については、当該WEB会員の故意過失の有無にかかわらず、当行は一切責任を負いません。

6. ステージと特典

(1) 会員の当行全店での取扱を集計して、毎月末にステージ判定ポイントを算出します。

(2) 同一取扱項目内に複数の取扱がある場合でもステージ判定ポイントは二重にカウントしません。

(3) ステージ判定ポイントを合計してステージを決定し、翌月15日から翌々月14日までステージに応じた特典を受けることができます。

(4) ステージ判定ポイントの対象となる取扱項目やポイント数、ステージの判定基準・特典などの詳細はホームページ等でお知らせします。なお、この取扱項目等は、事前の通知無く変更することがあります。

(5) ステージは取扱状況に応じて毎月末に見直します。

7.マイコインの提供

(1) 当行との取扱内容に応じて提供されるマイコインは、iBankマーケティング株式会社（以下「iBankマーケティング」といいます。）が提供するポイントサービスです。

(2) マイコインの内容および利用条件は、iBankマーケティングが別途定める「マイコイン規約」に定めるとおりとします。

(3) 本サービスによるマイコイン取得条件等は、当行ホームページ等で告知します。なお、この提供基準等は、事前の通知無く変更することがあります。

8. FFGギフトセレクションに関する注意事項

(1) FFGギフトセレクションのマイコイン交換比率等の諸条件はホームページ等で告知します。なお、この交換比率等の諸条件は、事情変更等の理由により、事前の通知無く変更することがあります。

(2) マイコインの交換は、当行所定の本人確認を実施したうえ、会員WEB上における所定の操作または当行営業店窓口におけるお申込により受け付けます。

(3) 会員が当行に届け出た住所等の情報が、会員の責に帰すべき事由により誤っていた場合、会員が不利益、損害等を被ったとしても、当行は一切責任を負いません。

(4) その他の届出事項に誤りがあったこと、または届出を怠ったことで、会員が不利益、損害等を被ったとしても、当行は一切責任を負いません。

(5) マイコインは、FFGギフトセレクション交換お申込み完了時点で、獲得日の古い順に減算します。

(6) お申し込み手続き完了後、お申込み内容の変更・キャンセルはできません。ただし、やむを得ない事由により、同等の価格の景品に変更することができます。

(7) 景品の仕様・デザイン・品揃えを、予告なく変更する場合がございます。

9. サービス内容の改定及び規約の変更等

(1) 本サービス内容は、当行の都合により、事前の通知無く変更することができます。

(2) 本規約は、当行の都合で変更することができます。規約変更日以降は変更後の規約に従うものとし、この変更によって生じた損害について当行の責に帰すべき場合は一切の責任を負いません。

(3) 前各項の改修および変更については、その効力が発生する日（「効力発生日」といいます）までに、ホームページ等適切な方法により、効力発生日と改修および変更内容を周知いたします。ただし、会員の一般的な利益に適合する場合は、即時に改修および変更内容を適用することができます。

10.個人情報その他の会員に関する情報の取扱い

(1) 当行は、会員の個人情報をその他の会員に関する情報を、当行が別途定める個人情報保護宣言に従って適切に取り扱います。

(2) iBankマーケティングに対し、マイコイン管理を目的として、以下の個人情報を提供します。会員は個人情報を提供に同意するものとします。

【提供する情報の項目】取扱店・口座番号等

(3) 凸版印刷株式会社・株式会社千趣会、および商品出店業者に対し、FFGギフトセレクションの運営および商品発送を目的として、以下の個人情報を提供することにより、会員は個人情報の提供に同意するものとします。

【提供する情報の項目】氏名・宛先住所・電話番号等

11. 通知

当行は、WEB会員が登録したメールアドレスに、本サービスに関する広告・宣伝やその他のサービスの販売促進を目的としたメールを配信することができます。ただし、WEB会員からメール配信を中止するよう申し出があった場合、当行はただちに当該目的でのメールアドレスの取扱いを中止します。

12. 反社会的勢力等の排除

(1) 会員は、現在、暴力団・暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、会社屋等、社会連携等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたつても該当しないことを確保します。

①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にても該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽証を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
- (3) 当行は、会員が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、本契約を継続することが不適切である場合には、直ちに本契約を解除することができます。
- (4) 前項の規定の適用により本契約が解除された場合、会員は当行に生じた損害を賠償する責任を負います。また、当該解除により会員に損害が生じても、会員は当行に一切請求を行うことができないものとします。

13. 利用停止

- 会員が次のいずれかに該当した場合は、本サービスの利用を停止します。
- (1) 会員について、支払の停止があったとき、または破産・民事再生手続開始の申立があったとき
 - (2) 会員が手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (3) 届出の住所・氏名宛に郵送した通知または送付書類が未着として当行に返戻されるなど、会員が所在不明となったとき
 - (4) 会員が申込みの時に虚偽の申告をしたとき
 - (5) 会員がその他本規定に違反する等、当行がサービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき

14. 退会

- (1) 本サービス会員が本契約を解約する場合は、当行所定の方法によるものとします。
- (2) 次のいずれかに該当した場合は、会員から解約の申出なく、本サービスの契約は終了することがあります。
 - ①全ての口座を解約した場合
 - ②全ての口座が普通預金規定等に基づき、解約された場合
 - ③当行が別途定める一定期間の利用がないために、全ての口座の預金取引を停止した場合
 - ④会員本人が亡くなられた場合
- (3) 次のいずれかに該当した場合は、当行はいつでも、本サービスを解約することができます。
 - ①会員について、支払の停止があったとき、または破産・民事再生手続開始の申立があったとき
 - ②会員が手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ③住所変更を怠るなど会員の責めに帰すべき事由によって当行において会員の所在が不明になったとき
 - ④会員が申込みの時に虚偽の申告をしたとき
 - ⑤会員がその他本規定に違反する等、当行がサービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき
- (4) 本契約が終了した場合、本サービスで保有していたマイコインは失効します。併せて、各種手数料の優遇や特典を受けることもできなくなります。

15. 禁止事項

- (1) 会員は本サービスの利用にあたり、以下の行為はしてはならないものとします。
 - ①公序良俗に反する行為
 - ②他の会員または第三者を誹謗中傷する行為
 - ③他の会員または第三者に不利益を与える行為
 - ④他の会員または第三者の人格を損害する行為
 - ⑤法令に違反する行為または違反するおそれがある行為
 - ⑥本サービスの運用を妨害する行為
 - ⑦本サービスの信用を毀損する行為
 - ⑧その他当行が不適切と判断する行為
- (2) 会員が前項の禁止行為を行い、当行または第三者に損害を与えた場合には、会員は当該損害を賠償する責任を負うものとします。
- (3) 会員が公開・領布・流布した情報等により、第三者との間で紛争が生じた場合には、会員は自己の責任でその一切を解決することとし、当行にいかなる迷惑もかけないものとします。

16. 譲渡・買入等の禁止

本契約に基づく本サービスの権利は、譲渡、買入、または第三者への貸与等はできません。

17. 免責事項

- (1) やむを得ない事由による通信機器、回線等の障害を原因として本サービスの取扱いが遅延したり不能になった場合、それにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 災害、事変や法令および公庁の要請等を受け入れたことによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 本サービスの利用時に公衆電話回線等の通信経路において、盗聴がなされたことにより、本サービスの会員の情報が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当行は一切責任を負いません。
- (4) 会員が、本サービスの利用により、損害を被ったとしても、それが当行の故意・重過失により発生したものでない限り、当行は当該損害を賠償する責任を負いません。
- (5) 会員が会員資格を喪失した場合には、以降本サービスの利用ができなくなります。

18. 準拠法及び管轄

本規約の準拠法は日本法とし、本規約、本サイト及び本サービスに関する一切の紛争は、熊本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2019年4月15日現在
以 上

マイコイン規約に関しましては熊本銀行ホームページ (https://www.kumamotobank.co.jp/pdf/kmb_mycoin_kiyaku.pdf) をご覧ください。